

予 算 の 執 行

1 北海道における事務処理上の組織

- ・財務会計事務に関する組織は、「予算執行機関＝知事」と「会計機関＝会計管理者」に大別されます。
知事（執行機関）の権限については、地方自治法第 149 条（担当事務）に規定されています。
会計管理者（会計機関）の権限については、地方自治法第 170 条（会計管理者の職務権限）に規定されており、会計管理者は知事の補助機関の一つではありますが、「会計事務」については、知事の監督、命令を受けるものの、独立した権限によって事務を執行します。
- ・実際の予算の執行に当たっては、知事又は会計管理者が、その権限とされる事務の全てを行うことは不可能であることから、知事の事務は「部局長等」に、会計管理者の事務は「出納員」にそれぞれ委任をして執行しています（北海道財務規則第 3 条、第 5 条、第 12 条及び第 12 条の 2）。
- ・さらに、出納員の事務のうち、出先機関において日常的に発生する事務処理に対応するため、その一部の事務については、出先機関の職員に委任して執行しています（北海道財務規則第 8 条及び第 8 条の 2）。
- ・事務処理上の組織概要

(1) 予算執行機関

知 事



・事務の執行を委任…北海道財務規則第 12 条及び第 12 条の 2

部 局 長（教育長、警察本部長及び北海道財務規則別表第 1 の左欄に掲げるものの長）
及 び

地方部局長（北海道財務規則別表第 1 の右欄に掲げるものの長）

- ・知事の事務を処理するため設置される職
 - * 資金前渡員（北海道財務規則第 9 条）…現金の支払の事務に従事する。
 - * 給与取扱責任者（北海道財務規則第 10 条）…給与等の現金による支払の事務に従事する。
 - * 公有財産価格評定員（北海道財務規則第 10 条の 2）…公有財産の価格の評定の事務に従事する。
 - * 公有財産管理主任（北海道財務規則第 10 条の 3）…公有財産の管理に関する事務に従事する。
 - * 物品管理主任（北海道財務規則第 11 条）…物品の供用に関する事務に従事する。
 - * 物品供用員（北海道財務規則第 11 条の 2）…物品管理主任の事務を分掌する。

(2) 会計機関

会計管理者

- ・事務の執行を委任…北海道財務規則第5条

出納員（北海道財務規則第3条の表に掲げる者）

- ・委任を受けた事務の一部について執行を委任…北海道財務規則第8条及び第8条の2
 - *収入取扱員（北海道財務規則第8条第1項第1号及び第2号）…現金の収納及び競馬関係経費の繰替払の事務に従事する。
 - *歳入歳出外現金等取扱員（北海道財務規則第8条第1項第3号）…歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管の事務に従事する。
 - *受任会計員である物品管理主任（北海道財務規則第8条の2）…物品の出納及び保管並びに占有動産の管理に関する事務に従事する。

- ・会計管理者の事務を処理するため設置される職

会計員（北海道財務規則第7条）…地方自治法第171条第3項に規定する「その他の会計職員」がつかさどることとされる事務に従事する。

2 収 入

- ・収入とは、普通地方公共団体が、各種の事務事業を行うために必要とする経費の支払の財源となるべき現金を収納することをいいます。
- ・収入には、地方税法などの法律や政令、条例、規則などの定めに基づくもののほか、財産の売払い、貸付金の償還金などのように契約に基づくものがあります。
- ・収入は、法令等の定め又は契約の定めなどに基づき発生した個々の事例について、法令等に定める手続に従って収納することになりますが、原則的な手順は次のとおりです。

(1) 調 定 …発生した債権の内容を調査して法令等に違反していないことを確認するとともに、歳入所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納入期限等を決定する地方公共団体の内部意思決定行為です。

(2) 納入通知 …調定に基づき、納入義務者に対し、文書（納入通知書等）によりその内容を通知して納入を促す対外的行為です。

(3) 収 納 …収納機関（指定金融機関、収納代理金融機関、収入取扱員）が、納入義務者から現金を受領する行為です。

（地方自治法第9章財務第3節収入及び同施行令第5章財務第3節収入）

3 支 出

- ・支出とは、普通地方公共団体が、各種の事務事業を行うために負担した債務を弁済するため、現金を支払うことをいいます。
- ・支出には、工事の発注、物品の購入、補助金の交付など契約に基づくもののほか、法令等の定めによるものなど各種のものがあります。
- ・支出は、支出の原因となるべき契約その他の行為により負担した債務について、法令等に定める手続に従って支払うこととなりますが、原則的な手順は次のとおりです。

- (1) 支出負担行為 …歳出予算等に基づき、予算に定められた金額の範囲内で行う支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、普通地方公共団体が現金の支払義務を負う予算執行の第一段階の行為です。
- (2) 履行の確認 …契約等の内容（工事の完成、物品の納入等）が、適正に履行されているか確認（工事完成検査等）する行為です。
- (3) 支出命令 …支出負担行為により負担した債務を弁済するため、普通地方公共団体の長が、会計管理者に対して支払を行うべきことを命令する行為です。
- (4) 支出負担行為の確認 …支出命令を受けた会計管理者が、自らの権限と責任において、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認する行為です。
確認の方法は、主に書類上で行われますが、必要があると認められる場合は、実地調査等を行うことができます。
- (5) 支 払 …会計管理者が、債権者に対して現金を支払う行為です。
北海道においては、会計管理者が行う支払指示に基づき、指定金融機関が支払事務を行っています。

（地方自治法第9章財務第4節支出及び同施行令第5章財務第4節支出）

4 契 約

地方自治法第234条以下に規定する契約は、普通地方公共団体が私人と対等の立場で行う私法上の契約について定めたものです（地方自治法第234条）。

（1）契約の方法

普通地方公共団体が契約を締結する方法は、次の4方式のいずれかによらなければなりません。ただし、このうちの「一般競争入札」によることが原則であって、一定の条件に該当する場合に限って他の方法によることができます（地方自治法第234条第1項及び第2項）。

ア 一般競争入札…不特定多数の者を対象として競争させ、普通地方公共団体に最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として決定する方法です。

北海道においては、一般競争入札に参加できる者の資格を定めていますので、実際の契約に当たっては、入札参加資格を有する者のうち、当該入札に参加した者によって競争を行わせることとなります。

イ 指名競争入札…普通地方公共団体が、あらかじめ指名競争入札に参加できる者の資格を定め、資格を有する者のうちから契約内容にふさわしい者を指名して競争さ

せ、普通地方公共団体に最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として決定する方法です。

ウ 随意契約…普通地方公共団体が、任意に特定の者を選び、その者と契約を締結する方法です。

北海道の取扱いとしては、原則的に2人以上の者から見積書を徴することとしています。

なお、特定の場合には、1人の者から見積書を徴することができることとなっています。

エ せり売り…動産の売払いに限って認められる方法であり、動産の買受けを希望する者を口頭によって競争させ、普通地方公共団体に最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として決定する方法です。

(2) 契約の相手方の決定方法

ア 一般競争入札及び指名競争入札

(ア) 支出の原因となる契約

原則として、普通地方公共団体が予定している価格の範囲内で、最低の価格を提示（入札書による提示）した者を契約の相手方とします。

(イ) 収入の原因となる契約

原則として、普通地方公共団体が予定している価格以上で最高の価格を提示した者を契約の相手方とします。

イ 随意契約

理論的には、普通地方公共団体が予定している価格及び価格以外の条件を考慮して決定することになりますが、一般的には、価格以外の条件は普通地方公共団体があらかじめ定めて相手方に示すことになることから、結果として予定している価格との対比によって契約の相手方を決定することになります。

ウ せり売り

最高の価格を提示した者を契約の相手方とします。

(3) 契約の締結

契約の相手方を決定した場合は、契約を締結することになりますが、北海道においては、原則として文書で行うこととしています。

ア 契約書の作成

競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければなりません（北海道財務規則第167条第1項）。ただし、契約の相手方又は契約の内容によって、契約書の作成を省略できることとしています（北海道財務規則第168条）。

イ 請書等の徴取

契約書の作成を省略した場合であっても、契約の内容によって、契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴することになっています（北海道財務規則第169条）。

(4) 契約の履行の確保

普通地方公共団体が、工事若しくは製造その他について請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をし、又は契約が履行されたこと（給付の完了）を確認するための検査を行わなければなりません（地方自治法第234

条の 2 及び同施行令第 167 条の 15)。

(5) 契約の特例

北海道の締結する物品等又は特定役務の調達に係る契約のうち一定金額以上のものについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則が適用されることになり、特例的な取扱いをすることになります(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則、物品等又は特定役務の調達手続を定める要領)。